

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【公開番号】特開2013-190430(P2013-190430A)

【公開日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2013-052

【出願番号】特願2013-61956(P2013-61956)

【国際特許分類】

G 01 N 27/403 (2006.01)

G 01 N 27/416 (2006.01)

G 01 N 27/26 (2006.01)

【F I】

G 01 N 27/30 3 7 1 Z

G 01 N 27/46 3 5 3 Z

G 01 N 27/26 3 7 1 G

G 01 N 27/46 3 4 6

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

双方に第一の電解質溶液を有する第一の対のチャンバと、双方に前記第一の電解質溶液とは異なる第二の電解質溶液を有する第二の対のチャンバとを有し、実質的にシールされている少なくとも4つのチャンバと、

前記少なくとも4つのチャンバ内にそれぞれ対応して形成され、前記少なくとも4つのチャンバと前記複合電極イオンプローブの外部との間のイオン相互作用を可能とするよう構成された少なくとも4つのイオン感応領域と、

前記少なくとも4つのチャンバ内にそれぞれ対応して位置する少なくとも4つの測定電極と

を備え、

前記チャンバのうちの2つに、第一のイオン感応特性を有するイオン感応領域が形成され、前記チャンバのうちの2つに、第一のイオン可能特性とは異なるイオン感応領域が形成され、

前記第一のイオン感応特性を有するイオン感応領域が形成されたチャンバの一方と、前記第二のイオン感応特性を有するイオン感応領域が形成されたチャンバの一方とは、前記第一の電解質溶液を有し、

前記第一のイオン感応特性を有するイオン感応領域が形成されたチャンバの他方と、前記第二のイオン感応特性を有するイオン感応領域が形成されたチャンバの他方とは、前記第二の電解質溶液を有し、

前記少なくとも4つのチャンバは、少なくとも4つの測定電極チャンバとして構成される、複合電極イオンプローブ。

【請求項2】

前記少なくとも4つの測定電極は、それぞれ、少なくとも1つの外部のサンプル液体の電圧を測定するよう構成される、請求項1に記載の複合電極イオンプローブ。

【請求項 3】

接地電極をさらに備えてなる、請求項 1に記載の複合電極イオンプローブ。

【請求項 4】

前記少なくとも 4 つの電極チャンバを収容するハウジングをさらに備えてなる、請求項 1に記載の複合電極イオンプローブ。

【請求項 5】

前記第二の電解質溶液が前記第一の電解質溶液とは異なるイオンのタイプまたはイオン濃度を有してなる、請求項 1に記載の複合電極イオンプローブ。

【請求項 6】

前記第二の電解質溶液が前記第一の電解質溶液とは異なる pH レベルを有してなる、請求項 1に記載の複合電極イオンプローブ。